

## 長期給付費用の算出方法

長期給付費用は、年金の種類ごとに

$$1 \text{ 人当たり充足賦課額} \times \text{新規年金受給者数}$$

によって得た額の合計である。ここで、1人当たり充足賦課額とは、年金受給者1人に対し、将来にわたって発生する給付に要する費用の総額であって、以下のように計算される。

なお、年金の種類とは、障害(補償)年金(1-3級)、同(4-7級)、遺族(補償)年金、傷病(補償)年金(じん肺)、同(せき損)、同(その他)、特別遺族年金である。

○例 平成21年度に発生した障害(補償)年金(1-3級)の1人当たり充足賦課額の場合(他の年金の種類についても同様)

年 度	残存率 (給付対象残存率) A	障害(補償)年金(1-3級)の 年金等単価	スライド率 (注2) B	現価率 (注3) C	各年度における給付費用(現価) A × B × C
					円
平成21年度	(注1) 0.49189	2,855,583	× 1.000000	1.000000	1,404,633
22年度	0.95267	2,855,583	× 1.010000	1.000000	2,747,633
23年度	0.91049	2,855,583	× 1.020100	0.980392	2,600,235
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
49年度	0.05310	2,855,583	× 1.321291	0.585862	117,377
50年度	0.04852	2,855,583	× 1.334504	0.574375	106,201
51年度	0.04422	2,855,583	× 1.347849	0.563112	95,841
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
69年度	0.00406	2,855,583	× 1.612226	0.394268	7,370
70年度	0.00325	2,855,583	× 1.628348	0.386538	5,841
71年度	0.00257	2,855,583	× 1.644632	0.378958	4,574
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
障害(補償)年金(1-3級)に係る1人当たり充足賦課額					→ 計 49,543,508

(注1) 平成21年度(裁定年度)においては、年金等単価に0.49189倍を乗じて、裁定年度の給付費用としている。0.49189は、新規の年金が年度を通じて一様に現れ、更に年度内に失権する場合もあることを考慮して算定したものである。

(注2)  $(1 + \text{賃金上昇率})$ の累積。

(注3)  $1/(1 + \text{運用利回り})$ の累積。

○長期給付費用を式で表すと、以下のようになる。

$$\sum_{k=1}^7 \left\{ p_{k,21} + \sum_{i=22}^t p_{k,i} \times (1+w)^{i-21} \times \frac{1}{(1+r)^{i-22}} \right\} \times B_k \times L_k$$

$k$ :年金の種類(障害1-3級、障害4-7級、遺族、じん肺、せき損、その他、特別遺族)

$i$ :平成21年度以降の各年度。ただし、 $i=t$ は残存率が0になる年度

$p_{k,i}$ :平成21年度に種類 $k$ の年金を裁定された受給者が $i$ 年度に残存している割合(給付対象残存率)

$B_k$ :平成21年度における年金の種類 $k$ の年金等単価

$L_k$ :平成21年度に裁定される年金の種類 $k$ の新規年金受給者数

$w$ :賃金上昇率 =1.0%

$r$ :運用利回り =2.0%